

## 低炭素建築物認定技術的審査料金

### ※ 一戸建ての住宅

(単位:円)

床面積の合計 (A)		基本料金
A ≤ 200 m <sup>2</sup>	電子申請	36,000 円
	紙申請	38,000 円
200 m <sup>2</sup> < A	電子申請	43,000 円
	紙申請	45,000 円

**(共用部分のない住宅数が1戸の併用住宅の住宅のみの評価を含む)**

併願申請の場合は下記の通りになります。

設計住宅性能評価 ※5-1 等級5を取得 しているものに限る	5-2 等級6を取得	電子申請	6,000 円
		紙申請	8,000 円
	5-2 等級6未満を取得	電子申請	11,000 円
		紙申請	13,000 円
長期使用構造等確認	電子申請	6,000 円	
	紙申請	8,000 円	
性能向上認定	電子申請	6,000 円	
	紙申請	8,000 円	
BELS ※UA 値 0.6 以下でかつ、再生可能エネルギーを 除いた BEI が 0.8 以下のものに限る。 それ以外は新規申請物件と同じ料金とする。	電子申請	6,000 円	
	紙申請	8,000 円	
その他の省エネ制度を利用	電子申請	協議による	
	紙申請	上記金額に 2,000 円を加算	
軽微な変更 (認定通知申請前の訂正も含む)		3,000 円	
文字間違い等の訂正による適合証の再発行		3,000 円	

※1 上表の料金はすべて税込みの料金となっています。

※2 他の申請との併願申請の料金は、外皮計算及び一次エネルギー消費量計算が他制度と同じ内容の検討方法による場合に限り、(申請内容が異なる場合は単独申請と同料金とします。)

※3 変更の内容が計画変更に伴う変更の場合、料金は上表の2分の1の額とします。

※4 直前の技術的審査を他機関が行っている場合の計画の変更は、新たに当該計画に係る技術的審査の依頼を受けたものとして上表に規定する額とします。

※5 適合証の再発行の料金は、1通につき5,000円(税込み)とします。

※ 共同住宅等(住棟)

(単位：円)

評価対象面積 (全住戸の数)		基本料金		共用部 が存在 する場合	
併用住宅(住宅数が1戸) (※共用部分を含んだ評価)		電子申請	42,000 円		
		紙申請	45,000 円		
2～6 戸		電子申請	51,000 円+(3,000 円 ×戸数)	30,000 円 を加算	
		紙申請	上記金額に(1,000 円 ×戸数)を加算		
7～10 戸		電子申請	77,000 円+(3,000 円 ×戸数)	50,000 円 を加算	
		紙申請	上記金額に(1,000 円 ×戸数)を加算		
11～20 戸		電子申請	102,000 円+(3,000 円×戸数)	80,000 円 を加算	
		紙申請	上記金額に(1,000 円 ×戸数)を加算		
21 戸以上		別途見積			
併 願 申 請	設計住宅性能評価 ※5-1 等級5を取得 しているもの に限る	5-2 全住戸で 等級6を取得		上表の戸 数による 料金を 加算	
		電子申請	合計金額の4分の1 の額とします		
		紙申請	上記金額に(1,000 円 ×戸数)を加算		
		5-2 全住戸中に1 戸 でも等級6未満の 住戸が存在する 場合			
	電子申請	合計金額の2分の1 の額とします			
	紙申請	上記金額に(1,000 円 ×戸数)を加算			
	長期優良住宅認定技術的審査		電子申請	合計金額の4分の1 の額とします	上表の戸 数による 料金を 加算
			紙申請	上記金額に(1,000 円 ×戸数)を加算	
	性能向上認定		電子申請	合計金額の4分の1 の額とします	上表の戸 数による 料金を 加算
			紙申請	上記金額に(1,000 円 ×戸数)を加算	
	BELS(住棟評価) ※全住戸がUA値0.6以下でかつ、再生可能 エネルギーを除いたBEIが0.8以下のも のに限る。それ以外は新規申請物件と同じ 料金とする。		電子申請	合計金額の4分の1 の額とします	上表の戸 数による 料金を 加算
			紙申請	上記金額に(1,000 円 ×戸数)を加算	
その他の省エネ制度を利用		電子申請	協議による	上表の戸 数による 料金を 加算	
		紙申請	上記金額に(1,000 円 ×戸数)を加算		

軽微な変更（認定通知申請前の訂正も含む）	3,000 円
文字間違い等の訂正による適合証の再発行	3,000 円

- ※1 上表の料金はすべて税込みの金額となっています。
- ※2 「共用部分のない住宅数が1戸のみの併用住宅(店舗併用住宅等)」は、一戸建ての住宅の額とします。
- ※3 他の申請との併願申請の料金は、外皮計算及び一次エネルギー消費量計算が他制度と同じ内容の検討方法による場合に限ります。(申請内容が異なる場合は単独申請と同料金とします。)
- ※4 対象建築物が「複合用途」となる場合は、別途見積とします。
- ※5 変更の内容が計画変更に伴う変更の場合、料金は上表の2分の1の額とします。
- ※6 直前の技術的審査を他機関が行っている場合の計画の変更は、新たに当該計画に係る技術的審査の依頼を受けたものとして上表に規定する額とします。
- ※7 適合証の再発行の料金は、1通につき5,000円(税込み)とします。

※ 非住宅建築物

(単位：円)

延べ面積	モデル建物法		標準入力法	
	工場モデル	その他	工場モデル	その他
$A < 500 \text{ m}^2$	60,000	110,000	150,000	280,000
$500 \text{ m}^2 \leq A < 1,000 \text{ m}^2$	80,000	140,000	190,000	350,000
$1,000 \text{ m}^2 \leq A < 2,000 \text{ m}^2$	100,000	180,000	230,000	420,000
$2,000 \text{ m}^2 \leq A < 5,000 \text{ m}^2$	120,000	220,000	280,000	500,000
$5,000 \text{ m}^2 \leq A < 10,000 \text{ m}^2$	160,000	280,000	330,000	600,000
$10,000 \text{ m}^2 \leq A < 20,000 \text{ m}^2$	200,000	340,000	400,000	720,000
$20,000 \text{ m}^2 \leq A < 50,000 \text{ m}^2$	240,000	400,000	470,000	840,000
$50,000 \text{ m}^2 \leq A$	別途見積			

- ※1 上表の料金はすべて税込みの料金となっています。
- ※2 確認申請併願の場合は、確認申請用の申請図書と認定に係る技術的審査用の申請図書がそれぞれ必要となります。
- ※3 延べ面積の算定は、棟単位で料金を算定します。
- ※4 対象建築物が複合用途となる場合は、別途見積とします。
- ※5 性能向上計画認定および基準適合認定に係る技術的審査、建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）申請と併願申請の場合は、上表の料金によらず一律 10,000 円（税込み）とします。ただし、同一の申請内容である場合に限りです。
- ※6 変更申請の審査料金は、変更内容に応じて別途見積とします。
- ※7 適合証の再発行の料金は、1 通につき 5,000 円（税込み）とします。